

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第7回）

従業員及び雇員が働きやすい環境を整備することで、仕事と子育てを両立させ、さらにその能力を十分に発揮できるようにする為、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日から2029年3月31日

2. 当社の課題

- ・女性の育児休業の取得率は100%であるが、男性の育児休業の取得率は60%(2025年度第3Q集計)に留まっている。
- ・内勤社員と比較して外勤社員における男性の育児休業の取得率は低い。

3. 内容

【目標1】

計画期間の終了日の属する事業年度における育児休業および育児を目的とした休暇制度の取得率を次の水準以上にする。

- ・男性の育児休業取得率：70%以上
- ・男性の育児休業30日以上取得率：55%以上
- ・女性の育児休業取得率：100%

<取組内容>

- ・2026年度～ 育児休業取得率向上および育児参加に向けて育児休業の周知を図る。（詳細は目標2に記載の通り）

【目標2】

男性の育児休業取得率向上および育児参加に向けて育児休業の周知を図る。

<取組内容>

- ・2026年度～ 出産予定者および上司に制度に関する情報を周知する。
- ・2027年度～ 育児休業を取得した社員およびその上司の体験談等の好事例を社内で共有する。
- ・2028年度～ 育児休業の理解促進にむけて、上司向けマニュアルを作成し、研修時に配布する。

【目標3】

育児休業前後で安心して勤務し続けられるための支援制度の改定と社内周知を行う。

<取組内容>

- ・2026年度～ 育児を事由とした短時間勤務の解除後の再申請制限の緩和に関する制度改定
- ・2026年度～ ベビーシッター割引券の利用促進
- ・2027年度～ 不妊治療、生理痛、育児に関する情報発信

【目標4】

計画期間の終了日の属する事業年度において、4週8閉所作業所における月平均60時間以上の時間外労働者を0にする。（緊急工事・災害時を除く）

<取組内容>

- ・2026年度～ 時間外労働時間60時間を超過する可能性がある労働者について、超過理由を把握し対策を講じる。